

## 条 例 議 案 の 概 要

## 議案第〇号「山元町いじめ問題対策連絡協議会等条例」

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行に伴い、山元町いじめ問題対策連絡協議会その他組織を設置するため、本条例を制定するもの。

## 1 制定内容

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために制定された「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、次の 3 組織を設置するもの。

## ① 山元町いじめ問題対策連絡協議会（第 2 章 第 2 条～第 7 条関係）

- ・ 根拠条項：法第 14 条第 1 項
- ・ 所掌事務：法第 1 条に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。
- ・ 組 織：教育委員会が委嘱又は任命する委員 15 人以内 ※常設

関係行政機関の職員	児童相談所、法務局、警察署、町保健福祉課
児童又は生徒の保護者	連合父母教師会会長・副会長
山元町立学校の職員	校長会会長、生徒指導主任代表、生徒指導主事代表
その他教育委員会が必要と認める者	主任児童委員、教育相談員、学務課長

※ 法第 1 条に規定するいじめの防止等とは、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処」をいう。

## ② 山元町いじめ防止対策調査委員会（第 3 章 第 8 条～第 14 条関係）

- ・ 根拠条項：法第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項
- ・ 所掌事務：教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、答申し、又は意見を具申する。
  - (1) いじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会が必要と認める事項
  - (2) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事項
- ・ 組 織：教育委員会が委嘱する委員 10 人以内 ※常設

教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者

臨時委員（特別な事項を調査審議する場合に教育委員会が委嘱）

教育委員会が必要と認める者

※ 重大事態とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある、②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③ 山元町いじめ問題再調査委員会（第4章 第15条～第20条関係）

- ・ 根拠条項：法第30条第2項
- ・ 所掌事務：町長の諮問に応じ、第28条第1項の規定による調査（重大事態の調査）の結果について必要な調査（再調査）を行う。
- ・ 組織：町長が委嘱する委員5人以内 ※必要に応じて設置

教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者

2 施行期日

公布の日